

## 船舶事故調査報告書

平成26年11月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年5月5日（日、祝日） 08時55分ごろ
発生場所	愛媛県上島町篠塚漁港 上島町所在の伊沖ノ島一等三角点から真方位038° 500m付近 （概位 北緯34° 10.9′ 東経133° 19.1′）
事故調査の経過	平成25年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>にぼう</sup> ニ宝丸、1.0トン EH3-45611（漁船登録番号）、個人所有 6.74m (Lr) × 1.85m × 0.57m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数35、昭和62年3月20日 B プレジャーボート <sup>せいゆん</sup> 清運丸、0.7トン EH3-45705（漁船登録番号）、個人所有 6.30m (Lr) × 2.08m × 0.51m、FRP ガソリン機関、11.0kW、昭和59年6月25日 第273-12783号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月8日 免許証交付日 平成20年6月25日 （平成26年6月24日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成50年1月8日 免許証交付日 平成20年6月25日 （平成26年6月24日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首船底部に擦過傷 B 左舷後部外板に破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、篠塚漁港を漁場に向けて北西進中、船長Aが、立って手動操舵を行い、約11ノット（kn）の速力

	<p>(対地速力、以下同じ。)とし、船首部に置いた漁具の籠及び船首の浮上により、船首方に死角(視界が制限される状態)が生じた状態で航行した。</p> <p>船長Aは、船首死角を補う見張りを行っておらず、篠塚漁港の西第1防波堤の切り通しを通過して北西進を続けていたところ、平成25年5月5日08時55分ごろ、同切り通し沖において、A船の船首部とB船の左舷後部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船体に衝撃を感じてB船と衝突したことを知り、痛みを訴えた船長Bを他の船に担架で運び、連休で上島町魚島に医師が不在であったので、船長Bは、広島県尾道市の病院に搬送され、腰椎横突起骨折及び肋骨骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、西第1防波堤の切り通し約50m沖において、機関を停止して船尾から錨を投じ、船首を南西方に向けて錨泊し、右舷側から釣り竿3本を出して釣りを始めた。</p> <p>船長Bは、右舷船首の釣り竿に当たりがあったので、船首に移動して、釣りを続けていたところ、A船と衝突した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>西第1防波堤には、北端から約125mの所に可航幅約25mの切り通しがあった。</p> <p>A船は、船首甲板に刺し網を準備していたので、漁具のプラスチック製籠1個を船首部に置いていた。</p> <p>A船は、約11～13knの速力で航行すれば、船首が浮上し、船首方に死角が生じるので、船長Aは、ふだん、上半身を左右に振って船首死角を補う見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、西第1防波堤の切り通し付近に錨泊している船はいないものと思っていた。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>B船は、重量約5kgのステンレス製ダンホース型錨を投じ、直径約16mmの鉛入りの合成繊維製錨索を繋いでいた。</p> <p>B船は、錨泊中であることを示す黒球を表示していなかった。</p> <p>B船は、汽笛がなかったが、船長Bは、笛付きの救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、篠塚漁港を北西進中、船長Aが、西第1防波堤の切り通し付近に錨泊している船はいないものと思い込み、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突した</p>

	<p>ものと考えられる。</p> <p>B船は、篠塚漁港の西第1防波堤の切り通し沖で錨泊して釣り中、船長Bが釣りに意識を集中していたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、篠塚漁港において、A船が北西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが、西第1防波堤の切り通し付近に錨泊している船はないものと思ひ込み、船首死角を補う見張りを行わず、また、船長Bが釣りに意識を集中していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 長さ7m未満の船舶であっても、他船が通常航行する水域で錨泊している場合、黒球を表示すること。</li> </ul>